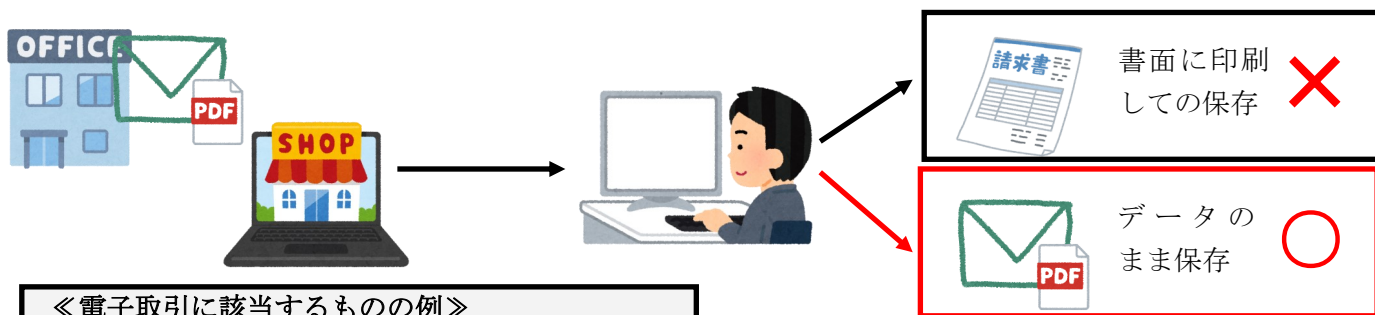


令和3年度 電子帳簿保存法の改正について②  
～領収書、請求書等の保存方法に注意～21-010号  
通巻:0225

令和3年度税制改正において行われた電子帳簿保存法により、2022(令和4)年1月1日施行されます『電子取引のデータ保存の義務化』についてまとめてみました。

## 1. 電子取引のデータ保存の義務化とは？

2022年1月1日以降の注文書、契約書、送り状、領収書、見積書等について、電子取引に該当する場合は書面に印刷しての保存ではなく、データのまま保存が必要となります。



《電子取引に該当するものの例》

- ・取引先とメールを利用して請求書等のやりとり
- ・ECサイトを利用して備品等の購入
- ・EDI取引（インターネットでの振込）

## 2. 保存方法は決まっているの？

 中小企業や個人事業主の場合

- 1 請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。  
例) 2022年(令和4年)10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書  
⇒「20221031\_株国税商事\_110,000」
- 2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。
- 3 「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」を作成し備え付ける。  
⇒ 国税庁ホームページに掲載されている事務処理規定をご参考ください。

## 3. 保存要件を満たさないで保存している場合どうなるの？

災害等による事情がなく、その電磁的記録が保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象(違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上)となり得ます。

#### 4. この場合も電子取引に該当するの？

参考) 国税庁 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】

Q. クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用した場合は？

⇒電子取引に該当し、当該利用明細等に係る取引データについて電子保存が必要。

Q. 従業員が会社の経費等を立て替えた場合において、その従業員が支払先から領収書を電子データで受領した行為は、会社としての電子取引に該当？

⇒従業員が支払先から電子データにより領収書を受領する行為についても、その行為が会社の行為として行われる場合には、会社としての電子取引に該当

Q. インターネットバンキングの振込結果画面は？

⇒インターネットバンキングのシステムはEDI取引に該当する為、「振込依頼を受け付けた旨」に加え『振込先名』『金額』『日付』が表示された画面を電子保存する必要があります。

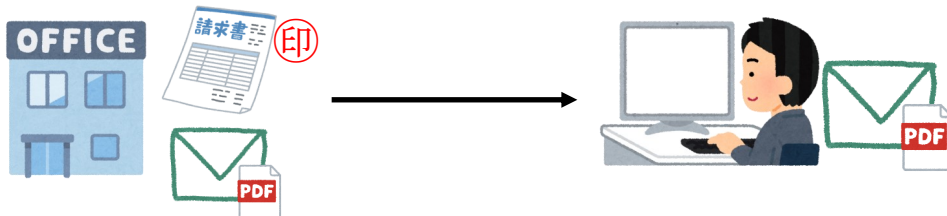
Q. クラウドサービスを利用して取引先とXML形式の請求書等データ(取引情報に関する文字の羅列)をクラウドサービス上で共有・保存していますが、このような方法は認められますか？

⇒保存されるデータがXML形式等の取引情報に関する文字の羅列であっても、請求書等のフォーマットや日付・金額等の項目ごとに並べた一覧表形式で表示する等により視覚的に確認・出力されるものについては、電子帳簿保存法の要件を満たすものとなります。

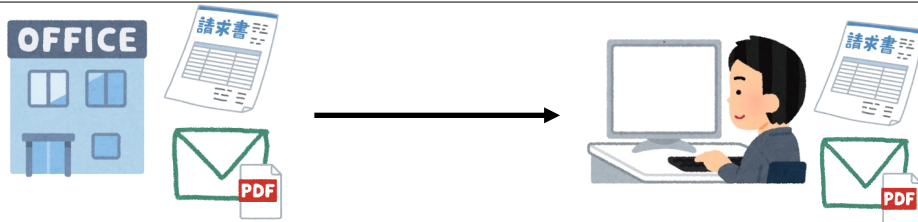
□取引先との請求書等の授受方法による保存方法の違い

①請求書等を紙に出力して社販を押した後に、PDF化して請求書等のデータのみを交付している場合

⇒電子データで授受しているため、電子取引に該当 **電子保存の義務**



②取引先に請求書等の書類と、同一内容の電子データの両方を交付した場合



例) 電子作成した請求書等を電子メール等で送付を行い、後日、電子作成した請求書等を印刷し郵送した場合

⇒請求書原本を電子データで授受しているため、電子取引に該当 **電子保存の義務**

※ただし、電子データと書面が同一内容の場合、社内規定で書面保存を  
すると決めている場合は書面保存でも可能となります。

～コメント～

今回の電子取引に関する電子保存義務化に伴い社内の書類電子化を進めることができれば、紙の印刷代削減だけでなく、長期保存による保存場所の確保に必要なコスト削減や電子データでの作業となり、在宅勤務やテレワークの推進にもなります。その代わりにネットワークのセキュリティ対策や専用システムの導入が必要となる場合もありますので、電子化のメリットだけでなく、費用も十分に考慮しご検討くださいませ。

クラージュ総合会計事務所 小門 竜太